大阪市長 様

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

軽微変更適用申請書

大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称 方在地 大阪市 区
- 変更しようとする事項 (変更前) (変更後)
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出を行おうとする年月日 年 月 日
- 4 変更する年月日 年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更に該当する理由

様

大阪市長

軽微変更適用 承認·不承認 通知書

年 月 日付けで申請のあった次の大規模小売店舗の変更については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として(承認する・承認しない)ことに決定しましたので通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区
- 2 変更の内容
- 3 決定内容
 - □ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出については、同法同条 第4項ただし書の規定による軽微な変更として取り扱います。
 - □ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出についても、同法の規 定に基づいて通常の変更手続きを行うものとします。
- 4 決定理由

大阪市長 様

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

説明会開催計画書

大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第10条第4項の規定により、次のとおり報告します。

項目						内							容						
店	舗		\mathcal{O}	名	7	称													
所			在			地													
説	明会	÷ 0	の盾	知	方	法													
予定している議事の内容 (進行、配布資料等)																			
開	1	催		日		時			年	月	日	()	時	分から	時	分	予定	
開	1	催		場		所								()	
説	説 明 予		予 定 者												他		名		
そ	の 1	他	特	記	事	項													

大阪市長 様

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

説明会の開催を掲示に代える申請書

大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。 記

大規模小売店舗の名称及び所在地名
 名称

所在地 大阪市 区

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出を行おうとする年 月日

年 月 日

4 変更する年月日

年 月 日

- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が説明会の開催を掲示に代えるものとする理由

様

大阪市長

説明会の開催を掲示に代える 承認・不承認 通知書

年 月 日付けで申請のあった次の大規模小売店舗の変更については、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による説明会の開催を掲示に代えるものとして(承認する・承認しない)ことに決定しましたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名名 称所在地 大阪市 区
- 2 変更の内容
- 3 決定内容
 - □ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出については、 同法施行規則第11条第2項の規定による説明会を開催する必要がない変更として取り扱います。

なお、説明会に代わる掲示は、大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱等第11条第4項の規定に基づく方法で行ってください。

- □ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出については、 同法第7条の規定に基づく通常の説明会を開催するものとします。
- 4 決定理由

(申請先)

大阪市長

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

説明会開催不能申請書

大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称

所在地 大阪市 区

- 2 説明会を開催することのできない事由
 - □ 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの(施行規則第 13 条第 1 項第 1 号) (具体的な事由)
 - □ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの(施行規則第 13条第1項第2号)

(具体的な事由)

(備考)

- 1 説明会を開催することのできない事由については、該当する項目の□に印をつけ、その 内容を具体的に記載してください。
- 2 説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料を添付してください。

様

大阪市長

説明会開催不能 承認・不承認 通知書

年 月 日付けで申請のあった次の大規模小売店舗の説明会については、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会を開催することができない事由として(承認する・承認しない)ことに決定しましたので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地名
 名称

所在地 大阪市 区

2 決定内容

□ この通知に係る 年 月 日開催 (予定) の説明会は大規模小売店舗立地法第7条第4 項の規定による周知により行うものとして取り扱います。

なお、説明会に代わる周知の方法の決定にあたっては、大阪市大規模小売店舗立地法運 用手続要綱第13条第3項の協議を行ってください。

□ この通知に係る 年 月 日開催 (予定) の説明会は、同法第7条の規定に基づく通常 の説明会を開催するものとします。

なお、この通知の発行時点において該当説明会開催予定日を経過している場合は、改めて説明会を開催するものとします。また、必要により同法第7条第2項の規定による説明会開催の公告を行ってください。

3 決定理由

(意見書様式例) 〈おもて〉

意 見 書

年 月 日

大阪市長 あて

住所・所在地			
氏名・団体名			
連絡先	()	

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を提出します。

大規模小売店舗の名称	
意見の対象となる生活環境 の保持のために配慮すべき 事項	
意見	
٢	
理由	

大阪市長 様

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

説明会実施報告書

大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項目				F	勺							容				
店	舗	の	名	称												
所		在		地												
連		絡		先												
説明会の周知方法																
開	催		日	時	年	月	日	()	時	Ê	分~	時	分			
開	催		場	所												
説		明		者												
出	出 席 者															
議	事		内	容												

※ 添付資料:説明会当日配布資料

掲示の場合は掲示物、掲示場所の写真及び掲示位置を示す図面 説明会を開催できない場合は周知の内容を記載した資料

様

大阪市長

大規模小売店舗の届出に係る大阪市意見について(通知)

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、あなたが新設(変更)しようとする下記の大規模小売店舗については、提出された意見書等に配慮し、指針を勘案したところ、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から下記のとおり意見を述べることといたしましたので、対応についてご検討の上、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす自体の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第9条の規定により勧告することがあります。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区
- 2 意見の内容

 大経産第
 号

 年
 月

様

大阪市長

大規模小売店舗の届出に係る意見について(通知)

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、あなたが新設(変更)しようとする下記の大規模小売店舗については、提出された意見書等に配意し、指針を勘案したところ、当該大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので通知します。

なお、同法第8条第5項の規定により、この通知をもって、同法第5条第4項及び第6条第4項 の規定は、適用されないこととなりますが、同法第10条の趣旨を踏まえ、開店後においても、生 活環境の保持に十分配慮し、店舗の維持管理に努められたい。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区

大阪市長 様

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

添付書類変更通知書

大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第19条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第5条第1項第4号から第6号までに規 定する事項を変更しない理由

大阪市長

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

大規模小売店舗の届出を変更しない旨の通知について

下記の大規模小売店舗の届出に関して大阪市から意見が述べられましたが、大規模小売店舗立 地法第8条第7項の規定により当該届出を変更いたしませんので通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区
- 2 市の意見の概要
- 3 当該届出を変更しない理由

様

大阪市長

大規模小売店舗の届出に対する勧告

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により提出された届出の内容については、先に述べた本市の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められますので、同法第9条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

なお、正当な理由なく、この勧告に従わないときは、同法第7条の規定によりその旨を公表する ことがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区
- 2 勧告の理由
- 3 必要な措置の内容
- 4 変更の届出の期限

年 月 日

この期限を過ぎて変更の届出がなされない場合は、正当な理由がなく、この勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により、その旨を公表することがあります。

大経産第 号 年 月 日

様

大阪市長

大規模小売店舗の届出に対する勧告について(通知)

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により提出された届出の内容については、先に述べた本市の意見を適正に反映し、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために必要な配慮がなされていると認め、勧告いたしませんので通知いたします。

なお、同法第 10 条の趣旨を踏まえ、開店後においても、生活環境の保持に十分配慮し、店舗の 維持運営に努められたい。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区

大阪市長 様

所 在 地: 名 称: 代表者氏名:

添付書類変更通知書

大阪市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第23条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第5条第1項第4号から第6号までに規 定する事項を変更しない理由

様

大阪市長

大規模小売店舗の届出に対する勧告に係る届出について

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定による届出のあった次の大規模小売店舗については、先に行った本市勧告を適正に反映しているものと認められますので、通知いたします。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称所在地 大阪市 区
- 2 大規模小売店舗の新設をする年月日または届出事項の変更をする年月日 年 月 日

様

大阪市長

大規模小売店舗の届出に係る勧告に従わなかった旨の公表について

年 月 日付け大経産第 号により行った勧告に対し、あなたは正当な理由なく従いませんでしたので、下記のとおり公表します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称 方在地 大阪市 区
- 2 公表の理由
- 3 公表の内容 別紙のとおり